

(別添)

報酬の見直しについて検討の必要性がある事例

【障害者自立支援法関係（例：生活介護事業所）】

(例1：定員区分の見直し)

平均利用人数が定員規模を下回っている場合には、事業所の従来の定員規模を見直すことにより、高い報酬が算定できる場合があること。

定員50名の生活介護事業所において、平均利用人数が下回っていることから、定員30名に変更した場合
(障害程度区分6の場合の基本報酬)

50名：平均利用30名×22日×1,128単位×10円×12月 = 89,338千円

30名：平均利用30名×22日×1,160単位×10円×12月 = 91,872千円

報酬の増加額(年額) 2,534千円

(例2：事前に届出が必要な主な加算)

リハビリテーション加算

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等が中心となって、利用者ごとのリハビリテーション計画を作成し、個別のリハビリテーションを行う場合に加算。

20単位/回

食事提供体制加算

収入が一定額以下の利用者に対して、事業所の責任において食事提供の体制を整えた上で、事業所が食事を提供した場合に加算。

42単位/回

【児童福祉法関係（例：児童発達支援センター）】

(例1：定員区分の見直し)

平均利用人数が定員規模を下回っている場合には、事業所の従来の定員規模を見直すことにより、高い報酬が算定できる場合があること。

定員40名の児童発達支援センターにおいて、平均利用人数が下回っていることから、定員30名に変更した場合

(難聴児の場合の基本報酬)

40名：平均利用30名×22日× 976単位×10円×12月 = 77,299千円

30名：平均利用30名×22日×1,061単位×10円×12月 = 84,031千円

報酬の増加額(年額) 6,732千円

(例2：事前に届出が必要な主な加算)

特別支援加算

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置して、

計画的に機能訓練又は心理指導を行った場合に加算。

25単位 / 日

延長支援加算

運営規定に定められている営業時間(送迎に要する時間は含まない)が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(延長時間帯)において支援を行った場合に、1日の延長支援に要した時間に応じて加算。

延長時間 1 時間未満 61単位 / 日

延長時間 1 時間以上 2 時間未満 92単位 / 日

延長時間 2 時間以上 123単位 / 日

例示したものも含め、各種加算を算定する場合は要件があるため、障害福祉サービス等については平成 18 年 10 月 31 日付障発第 1031001 号及び障害児通所支援等については平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 16 号等の国が発出した留意事項通知等を、十分に参照すること。